信州やまなみ国スポ・全障スポＰＲ映像等制作業務委託
公募型プロポーザル実施要領

（趣旨）

第１　この要領は、市民が国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会を知る機会を増やすことが重要であることから、「信州やまなみ国スポ・全障スポＰＲ映像等制作業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

（業務の概要）

第２　令和10（2028）年に開催する「信州やまなみ国スポ・全障スポ」を周知するため、ＰＲ映像等を制作する。

（契約の概要）

第３　契約の概要は、次のとおりとする。

(1) 業務等の名称　信州やまなみ国スポ・全障スポＰＲ映像等制作業務委託

(2) 業務等の目的　信州やまなみ国スポ・全障スポＰＲ映像等制作業務委託について、民間事業者のノウハウや創造性を活かした効率的かつ効果的な業務を実施することを目的とする。

(3) 業務内容　別添「信州やまなみ国スポ・全障スポＰＲ映像等制作業務委託要件定義書」（以下「要件定義書」という。）のとおり

(4) 業務期間　契約締結の日から令和９年３月12日まで

(5) 事業費の上限額　２，５００千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（プロポーザル方式を採用する理由及び選定方式）

第４　本業務は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の認知度向上や機運醸成を目的としており、ＰＲ映像等の制作に当たっては、映像等の制作、編集に関する高度な知識と豊富な経験を要するため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式を採用する。

２　選定方式は、信州やまなみ国スポ・全障スポＰＲ映像等制作業務に関する提案を広く求め、その内容等を総合的に比較検討することで、最も適格と判断される事業者を、信州やまなみ国スポ・全障スポＰＲ映像等制作業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する公募型プロポーザル方式とする。

（実施スケジュール）

第５　本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

(1) 質疑の受付　令和８年11月11日（水）午後４時まで

(2) 質疑に対する回答　令和８年11月16日（月）

(3) 参加申請書の受付　令和８年11月17日（火）午後４時まで

(4) 参加者の資格審査結果通知　令和８年11月20日（金）
(5) 企画提案書の受付　令和８年12月１日（火）午後４時まで
(6) プレゼンテーションの実施　令和８年12月９日（水）
(7) 審査結果の通知　令和８年12月14日（月）
(8) 仕様の協議及び見積　令和８年12月下旬（予定）
(9) 契約締結　令和９年１月上旬（予定）
(10) 事業の開始　令和９年１月上旬（予定）

２　前項のスケジュールは、選定委員会において必要に応じて変更できるものとする。

（提案者に求められる資格要件）

第６　本プロポーザルの参加資格として、以下の要件をすべて満たす者（二以上の者の連帯によって結成される共同企業体方式による場合はすべての者）とする。

(1) 一般的（共通）事項

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の４の規定に該当しないこと。

イ　長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年５月１日制定）及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年４月１日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

ウ　会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

エ　市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。

オ　長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

カ　共同企業体により参加する場合において、同時に２以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

(2) 本事業の遂行のために必要な事項

ア　令和３年４月１日以降に、国（公団を含む。）又は地方公共団体等と本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実に履行した実績を有していること。

（質疑及び回答）

第７　質疑及び回答は次のとおりとする。

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施（本実施要領及び要件定義書の内容）に関する質問については、質問書【様式１】を電子メールに添付し「第18　事務局」宛てに送信したうえ、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 受付期限

令和８年11月11日（水）午後４時まで

(3) 回答方法

質問書【様式１】に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答するとともに、質問者名等を伏せた上で、回答日以降に信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会専用ホームページにて公開する。

(4) 回答日

令和８年11月16日（月）

(5) その他

ア　電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。

イ　共同企業体の場合は、代表者からのみ質問を受け付ける。

ウ　質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

（参加申請書の提出）

第８　参加申請書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア　参加申請書【様式２】

※単独企業は【様式２－１】、共同企業体は【様式２－２】の提出を要する。

イ　類似業務実績書【様式３】

(2) 提出期限

令和８年11月17日（火）午後４時まで（土日、祝日を除く。）

受付時間は、午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）

(3) 提出部数 各１部

(4) 提出場所 「第18　事務局」と同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送より提出すること。ただし、郵送の場合においては、信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）への送達が証明できる書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(6) その他

指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないもの並びに提出期間を過ぎたものは、一切受け付けない。

（参加資格の審査及び結果通知）

第９　参加申請書を提出した者には、資格要件のすべてを満たしているか否かを審査し、令和８年11月20日（金）までに参加申請書【様式２】に記載されたメールアドレス宛てに審査結果等を電子メールで回答する。

（企画提案書の作成方法）

第10　企画提案書の様式等は、次のとおりとする。

(1) 作成にあたり

企画提案書は、要件定義書の内容を踏まえ、記載事項に従い作成すること。

専門的知識がない選定委員が評価するため、できるだけ平易な表現で（専門用語を使用する際には、注釈をつけること）分かりやすく具体的に作成すること。

また、要件定義書や以下に示していない内容でも、実行委員会にとって有益になると思われるものについては、積極的に提案すること。

(2) 企画提案書の記述要領

ア　企画提案書は、「第10(2) 企画提案書の記述要領」に基づく章立てとすること。

イ　様式は、原則として片面・Ａ４判の横・上綴じ、文書は横書き、カラー印刷とすること。なお、Ａ３版の挿入も可とするが、Ａ３版は２ページ換算とする。

ウ　企画提案書の本文は、30ページ以内（表紙、裏表紙、目次等は除く。）にまとめ、各ページには、一連のページ番号を記載すること。

エ　様式に指定なきものは、すべて任意様式とする。

オ　表紙、目次、企画提案内容を１部として一冊のファイルに綴じること。

カ　提案内容は、すべて実現可能なものとし根拠も含めできる限り具体的に記載すること。なお、業務委託契約後に提案内容が実現できなくなった場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案事業者が負担すること。

企画提案書の記述要領

番号	項目	記載すべき事項・留意点
1	企画提案書表紙	・【様式４】により作成すること。なお、正本１部には社印及び代表者印を押印すること。（副本はコピー可） ・表紙の次ページに目次を付すこと。
2	事業者概要	提案事業者の事業者概要を記載すること。
3	本業務に対する取り組み方針	要件定義書に示す目的を踏まえた本業務に対する考え方及び具体的な取組方針を記載すること。
4	スケジュール	本業務履行までのスケジュールについて、具体的に提案すること。
5	業務実施体制	・本業務の実施体制について、以下の内容を踏まえ具体的に記載すること。 ・統括責任者、人員配置、従事する社員等の実績等をまとめること。
6	映像企画	・ＰＲ映像等の構成（カット数、構成と内容、出演者、撮影手法）について、具体的に提案すること。

		・市長が出演するシーンについて、工夫を凝らした提案をすること。 ・信州やまなみ国スポ・全障スポの認知度向上や機運醸成に寄与する提案をすること。 ・映像及び音響効果等について、具体的に提案すること。 ・各種手配等について、具体的に提案すること。
7	追加提案	信州やまなみ国スポ・全障スポのＰＲ映像等制作に係る効果的で具体的な提案があれば提示すること。
8	価格提案書	価格は、本業務実施に要する費用の全てを含むものとし、内訳書において、その内訳を記載すること。

（企画提案書の提出）

第11　企画提案書の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出物

ア　企画提案書（正本）　１部

イ　企画提案書（副本）　10部

ウ　企画提案書のデータ（PDF形式）を収めたCD-R

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。ただし、郵送の場合においては、実行委員会への送達が証明できる書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(3) 提出期限

令和８年12月１日（火）午後４時まで（土日、祝日を除く。）

受付時間は、午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）

(4) 提出場所　「第18 事務局」と同じ。

(5) その他

ア　１事業者又は共同企業体が複数の提案をすることは認めない。

イ　提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

ウ　第10の企画提案書の作成方法に従っていない場合は、失格とする。

（提案内容の審査及び結果通知）

第12　提案内容の審査は次のとおり行う。

(1) 提出された企画提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるため、プレゼンテーションを実施する。

ア　実施日時　令和８年12月９日（水）

（詳細な日時、方法等については、各提案者へ事前に通知する。）

イ　実施場所

長野市大字鶴賀上千歳町1137-23　リアライズ長野ビル　会議室

ウ　実施内容

(ｱ) プレゼンテーション 25分
(ｲ) 質疑応答 10分

エ　その他

(ｱ) 出席者は１参加事業者につき３名までとする。
(ｲ) プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
(ｳ) パソコン・ディスプレイ等を用いたプレゼンテーションを許可する。なお、ディスプレイ及び接続ケーブル（HDMI）は選定委員会で用意する。
(ｴ) プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。
(ｵ) プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。

(2) 企画提案書及びプレゼンテーションを基に選定委員会において審査する。

ア　各評価者は、提案内容を評価項目ごとに評価し「別添　提案評価基準書」の配点に基づき採点する。

イ　企画提案書及びプレゼンテーションによる評価基準は「別添　提案評価基準書」のとおりとする。

ウ　合計得点の算出方法

(ｱ) 各評価者の各評価項目における採点による得点（「採点」×「配点」＝「得点」）を算出する。
(ｲ) 全評価項目の得点を合計して、当該提案者の得点を算出する。
(ｳ) 上記イによる全評価者の得点を合計して合計得点を算出する。

エ　選定対象事業者の決定

最低基準点（最高得点の70%以上）を満たし、最も高い合計得点の者を選定対象事業者（優先交渉権者）として決定する。

（審査結果の通知及び公表）

第13　審査結果は､参加申請書に記載したメールアドレス宛に令和８年12月14日(月)までに電子メールで通知するとともに、次の事項をホームページにおいて公表する。

(1) 事業名
(2) 優先交渉権者の名称
(3) 全提案事業者の審査項目別評価点

（仕様の協議及び見積）

第14　仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

(1) 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。
(2) 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明

した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。
(3) 契約内容は、要件定義書及び企画提案書に基づき、実行委員会と受託者が協議のうえ決定する。
(4) 契約手続は、信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会会計処理規程及び関係規程に定めるところによるものとする。
(5) 実行委員会は、契約締結後においても受託者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

（提出書類の取扱い）
第15　本プロポーザルの実施に当たり、提案者が実行委員会へ提出する書類の取り扱いは、次のとおりとする。
(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。ただし、選定委員会から追加資料等の提出を求めた場合は、応じること。
(3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
(4) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

（情報公開）
第16　提案者が実行委員会へ提出した書類、選定経過及び結果等に関する情報公開については、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号）に基づき取扱うものとする。

（その他）
第17　その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。
(1) 本プロポーザルに関する手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
(2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
(3) 本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届を第18の事務局へ提出すること。
(4) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
(5) 本業務の事業者選定に参加を希望する提案事業者は、本業務の提案に当たって知り得た情報について、一切の事項をいかなる場合も他の者に漏らすことを禁止する。また、実行委員会及び選定委員会から提供する資料についても、他の者に閲覧させること、複写させること、又は譲渡することを禁止する。
(6) 採用された書類等の著作権は、実行委員会に帰属する。
(7) 本プロポーザルは、優先交渉権者に対し、今後実施する信州やまなみ国スポ・全障スポＰＲ映像等制作業務委託の受託を保証するものではない。

(8) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。

ア　第６の「提案者に求められる資格要件」の要件を満たさない者

イ　正当な理由がなくプレゼンテーションに不参加もしくは遅れた者

ウ　企画提案書において、第３の「契約の概要」に示す事業費の上限額を超える金額を提示した者

エ　提出書類に虚偽の記載をした者

オ　その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者

（事務局）

第18　本プロポーザルに係る庶務等の事務手続を行うため、次のとおり事務局を設置する。

〒380-0821 長野市大字鶴賀上千歳町1137-23 リアライズ長野ビル７階

信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会

（長野市国スポ・全障スポ事務局内）

担当：総務・大会運営チーム 上條、山口

電話：026-217-5160（直通） E-mail：k-sports@city.nagano.lg.jp